

令和7年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料

運営上の留意事項について (全サービス共通事項)

兵庫県福祉部高齢政策課
介護基盤整備班(高年施設担当)

高齢政策課からのお知らせ等について

各種通知・調査については、県HPに掲載しておりますので、必ずご確認をお願いします。

- ・厚生労働省・兵庫県からの重要なお知らせや通知等を掲載しておりますので、ご活用をお願いいたします。
- ・情報更新時等は、引き続きメールにてご案内いたしますので、メールアドレスの登録も併せてよろしくお願いいたします。

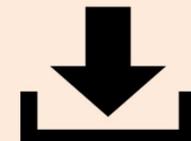
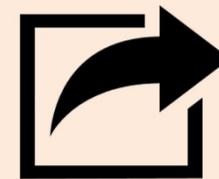
【掲載内容】

厚生労働省・兵庫県からの通知・事務連絡等

災害・感染症等に関するお知らせ

厚生労働省「介護保険最新情報」等

研修・事業・補助制度・臨時的なお知らせ等



【掲載場所】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/announcement.html>

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/project.html>

メールアドレスの登録について



各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報をタイムリーにお知らせできるよう、県内全て（政令市・中核市を含む）の高齢者福祉施設及び介護サービス事業所のメールアドレス登録をお願いしています。

※医療みなしの事業所も登録をお願いします。
※登録は、**実施サービスごと**にお願いします。

支援制度等の案内を見逃すことにつながりかねませんので、積極的な登録をお願いします。

【対象施設及び事業所】

入所系	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所系	通所介護（療養・地域密着型含む）、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
訪問系	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
その他	居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

【登録方法】

下記パソコンURLもしくはスマートフォン二次元コードにより電子申請システムから登録してください。

パソコンURL：https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2361

スマートフォン二次元コード



目次

1	介護保険サービス事業所等の指定基準についてP 4
2	人員基準の遵守P 9
3	変更届・指定更新・廃止等届P11
4	運営に関して留意すべき事項P14

1 介護保険サービス事業所等の指定基準について

従来、厚生労働省令で定められていた、居宅系サービス、地域密着型サービス、介護保険施設等の人員基準及び設備・運営に関する基準について、指定権者(都道府県又は市町村)が条例により定めることとされ、県では、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」で基準を定めている。

平成30年4月1日の介護保険法の改正に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、居宅介護支援の基準を削除し、新たに共生型居宅サービス、共生型介護予防サービス、介護医療院の基準を定めた。

健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の経過措置規定の期限(令和6年3月31日)の経過に伴い、介護療養型医療施設を削除。

基準条例における本県独自基準について

対象施設・サービス	本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】 省令基準の概要	施行日
特別養護老人ホーム	<u>居室定員について、省令基準の1人を4人以下とする</u>	多床室の利用を希望する利用者のため、多様な選択肢を認める	居室定員は1人。必要と認められる場合は2人も可(経過措置により、H24年度末までは定員4人以下)	H24.10.10 居宅介護支援 H26.4.1
老人福祉法及び介護保険法に基づく施設・サービス	<u>書類保存年限を省令基準の2年から5年とする</u>	介護給付費の返還請求権の時効が5年であるため	サービス提供の完結の日から2年間保存しなければならない	

対象施設・サービス	本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】 省令基準の概要	施行日
<p>すべての高齢者施設、サービス等</p> <p>H30.3.31 居宅介護支援 削除</p>	<p><u>研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定</u></p>	<p>社会福祉施設等における人材育成を一層推進するため、現行の研修機会の確保義務に加え、具体的な取組指針を定める</p>	<p>職員に対し、研修の機会を確保しなければならない (研修計画の策定や結果の記録の整備等、具体的な規定はない)</p>	<p>H25.4.1</p> <p>居宅介護支援 H26.4.1</p>
	<p><u>運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定</u></p>	<p>次のとおり施設間の基準の均衡を図る</p> <p>①自己評価と改善については、省令基準により大半の社会福祉施設等で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける</p> <p>②結果の公表については、省令基準により児童福祉施設のみ努力義務(一部の児童福祉施設は義務規定)が規定されているため、すべての施設等で規定する</p>	<p>左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり</p>	
	<p>①<u>指定事業者等の申請者要件として暴力団員等でないことを規定するほか、</u>②<u>管理者は暴力団員等でないこと、</u>③<u>運営が暴力団等の支配を受けないことを規定</u></p>	<p>暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、すべての施設等について、暴力団等の参入又は影響を排除する</p>	<p>省令に暴力団(員)を排除する規定はないが、暴力団排除条例により、県はすべての事務又は事業において暴力団を利することとならないよう、必要な措置を講ずるものとされている</p>	

対象施設・サービス	本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】省令 基準の概要	施行日
<p>すべての高齢者施設、サービス等</p> <p><u>H30.3.31 居宅介護支援削除</u></p>	<p><u>事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け</u>（省令基準で義務付けられている施設等は省令基準どおりとする）</p>	<p>次のとおり施設間の基準の均衡を図る</p> <p>①事故発生の防止措置については、省令基準により、老人福祉法及び介護保険法関係施設の一部で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける</p> <p>②事故発生時の対応については、省令基準により、大半の社会福祉施設等で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける</p>	<p>左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり</p>	<p>H25.4.1</p> <p>居宅介護支援 H26.4.1</p>
<p>居宅介護支援</p> <p><u>H30.3.31削除</u></p>	<p><u>人格尊重、秘密の保持、虐待防止に関する規定の義務づけ</u>（省令基準で義務づけられている施設等は省令基準どおりとする）</p>	<p>次のとおり施設間の基準の均衡を図る</p> <p>①人格尊重については、省令基準により、大半の社会福祉施設等で義務付けもしくは努力義務が課せられているため、すべての施設等で義務付ける</p> <p>②秘密の保持については、省令基準により、大半の社会福祉施設等で義務付けられているため、すべての施設等で義務付ける</p> <p>③虐待防止については、虐待防止法が制定されている高齢者・障害者・児童関係施設のうち、児童福祉法関係施設のみ職員による虐待行為の禁止規定が設けられているため、高齢者・障害者施設の職員にも同様に禁止規定を設ける</p>	<p>左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり</p>	<p>① H24.10.10</p> <p>②③ H25.4.1</p> <p>居宅介護支援 ①②③ H26.4.1</p>
	<p><u>利用者等の意向を反映した居宅サービス計画への同意</u></p>	<p>居宅サービス計画の原案作成にあたっては、基準省令において意向確認を行うことが規定されているが、確認した内容の居宅サービス計画への反映を県条例において規定することで、利用者の意向尊重をさらに徹底するため規定を設ける</p>	<p>左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり</p>	<p>H26.4.1</p>

<以下の基準の対象施設・サービス>

通所介護、基準該当通所介護

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(いずれも基準該当を含む)

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

介護老人福祉施設、介護老人保健施設

(H30.3.31) 旧介護予防通所介護、旧基準該当介護予防通所介護を削除

(H30.4.1) 共生型サービスを追加

共生型通所介護、共生型短期入所生活介護、共生型介護予防短期入所生活介護

(H30.4.1) 介護医療院を追加

(R6.3.31) 介護療養型医療施設を削除

本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】省令 基準の概要	施行日
機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない	制限対象とする遊技(後述参照)が、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供されることで、射幸心をそそり遊技への依存性を強くするとともに、介護保険法第1条に規定される入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練等のサービスが十分提供されなくなることを防止するため、遊技に充てる時間を規制する	左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり	H27.10.13
<p>〈風営法第2条第1項に規定する遊技と同種のもの(営利目的でないもの)〉</p> <p>第7号に関連する遊技 麻雀、パチンコ、その他設備(射的、輪投げ、スマートボールなど)を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技</p> <p>第8号に関連する遊技 本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができる次の遊技設備で行う遊技 —スロットマシンその他遊技の結果がメダルその他これに類する物の数量により表示される構造を有する遊技設備</p>			

本県独自基準	独自基準案の 設定理由・考え方	【参考】省令 基準の概要	施行日		
<p>利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨(通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。)を、利用者に提供し、又は使用させてはならない</p>	<p>繰り返し遊技を行うことを助長するような疑似通貨は、利用者の射幸心をそそることや遊技への依存性を強くすることに繋がるおそれがあるため、利用者に提供し、又は使用させることを規制する</p> <p>なお、利用者の射幸心をそそることや遊技への依存性を強くするおそれのない疑似通貨は、利用者に提供し、又は使用させることを規制しない</p>				
<p>居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容(当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容)を超えた不要なサービスを提供してはならない</p>	<p>介護保険サービスの過剰な提供・利用を防止するため、居宅サービス計画(ケアプラン)に位置付けられた回数、時間その他の内容(サービス提供を実施する期間)を超える不要なサービスの提供を規制する</p>	<p>左記「独自基準案の設定理由・考え方」のとおり</p>	<p>H27.10.13</p>		
<p>当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業(風営法第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。)を連想させるものとしてはならない</p>	<p>事業所等の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は事業所等の運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとした場合、利用者の射幸心をそそり遊技への依存性を強くすることにつながるおそれがあるとともに、低照度等での運営は介護サービスの提供に支障を来すおそれがあるため、規制する</p>				
<p>事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない</p>	<p>事業所等の名称及び広告の内容を、賭博又は風俗営業を連想させるものとした場合、介護を目的とした事業所等ではなく遊技のための事業所等であると、県民の誤解を招くおそれがあるため、目的や趣旨を適切に表さない事業所等の名称や広告の内容について規制する</p>				

2 人員基準等の遵守

サービスごとに定められている人員基準は、最低基準であるので、この基準を下回ることはないように留意すること。

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所サービスなどについては、指定基準に定める員数の看護職員・介護職員等を配置していない場合には、所定の介護報酬単位数の100分の70などに減算される(減算についても、加算と同様に届出が必要)。

該当サービス種類ごとに対象となる職種は以下のとおり。

サービス種類	対象職種	
通所介護	看護職員又は介護職員	
通所リハビリテーション	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員	
短期入所生活介護	看護職員又は介護職員	
短期入所療養介護	介護老人保健施設	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員
	病院	医師、看護職員、介護職員
	介護医療院	医師、薬剤師、看護職員、介護職員
特定施設入所生活介護	看護職員又は介護職員	
介護老人福祉施設	看護職員、介護職員、介護支援専門員	
介護老人保健施設	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、介護支援専門員	
介護医療院	医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員	

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅との併設事業所等の留意事項

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の配置すべき人員と、併設する介護保険サービス事業所の訪問介護員や介護職員等は、それぞれの基準上必要な配置数を満たす必要がある。

同じ職員が両方の業務を兼ねる場合には、時間帯を分けるなどの対応が必要となる。

また、通所介護の食堂・機能訓練室・浴室・静養室など、介護サービスの利用者が使用する設備については、原則、専用設備となる。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の食堂や機能訓練室等と兼ねることはできないので留意すること。

<（例）夜間に訪問系事業所の従業者を配置する場合の留意事項>

訪問系事業所が別の法人の場合

訪問系事業所と委託契約をしていること（施設の指揮監督下にあること）。

訪問系事業所が同一法人の場合

就業関係について雇用契約や人事発令通知で兼務であることを明確にしていること。

共通事項

従事している時間帯について、訪問系の従業者の従事時間から常勤換算で除外していること（訪問系の従事時間と明確に区分）。

※ 配置基準上、常勤職員とは言えないので留意!

→ 遵守できていない場合は、訪問系事業所が行政処分の対象

3 変更届・指定更新・廃止等届

変更届

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)で定める事項について、指定申請の内容から変更があったときは**変更後10日以内**に届け出る必要があるので留意のこと。
様式等詳細については、下記の兵庫県ホームページに掲載。

【居宅系サービス(特定施設入居者生活介護を含む)】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigositei-henkou.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険居宅サービス提供事業者指定申請手続きについて

【施設系サービス】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/sisetukaisetu2024.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 高齢者 > 高齢者福祉施設の設置認可・開設許可等

※ただし、事前提出が必要な変更もございます！

○変更予定日までに

老人福祉法上の変更(施設の名称、所在地、建物の規模・構造、施設の運営方針等)

○変更予定日の1か月前までに

介護老人保健施設、介護医療院の変更(変更許可申請、管理者承認申請等)

上記HPに掲載の「手続きについての説明」等をご参照のうえ提出期限のご確認をお願いします。

特にご注意いただきたいのは・・・建物の規模・構造等の変更(設備基準を満たしているか。過去に補助金を利用していれば財産処分は必要かどうか。)、管理者の変更(資格要件を満たしているか。老健・医療院の場合は、変更予定日の30日前に管理者承認申請が必要。)

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

加算の算定に当たっては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、「算定届」)」を提出する必要がある。年度の入替わる時期は、特に職員体制等に変更が生じることが想定されるが、加算の適用状況に異動が生じる場合は、遅滞なく届け出ること。

なお、新たに加算を算定する場合は、事前の届出が必要となる。提出時期と適用日は以下のとおりとなるので留意すること。

【訪問通所サービス、居宅療養管理指導、福祉用具貸与】

適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月以降から適用が可能となる。

※ 訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算については、届出が受理された当日から適用

(例) 3月15日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
3月16日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

【短期入所サービス、特定施設入居者生活介護、施設サービス等関係】

新たに加算を算定する場合、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)以降の適用となる。

(例) 4月1日に算定届が受理 → 4月1日から適用が可能
4月2日に算定届が受理 → 5月1日から適用が可能

指定の更新

事業者指定の有効期間は6年で、指定事業者は、指定日(及び前回更新日)から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失う。

更新時に、基準への適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業運営をすることができないと認められるときは、指定の更新を拒否できる。

指定が更新されれば、更新後の有効期間は従来の指定の有効期間の満了日の翌日から起算される。

※居宅系サービス(特定施設入居者生活介護を含む)の様式等詳細については、下記の兵庫県ホームページに掲載。施設系サービスについては、個別に案内文を送付。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shiteikousin.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 指定介護サービス事業者の指定更新について

事業の休止・廃止時の事前届出と利用者へのサービス確保

指定事業者は、事業を休止しようとするときや廃止しようとするときは、**休止・廃止予定日の1月前までに**、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

これは、不正が疑われ監査を受けている事業所が廃止届を提出することにより、処分を免れることを防ぐため、事前の届出制となっている。

また、事業者が事業を休止・廃止しようとする場合は、それまでの利用者(休止・廃止の届出日前1月以内にサービスを利用した利用者)に対して、継続的なサービス提供のための便宜の提供が義務付けられている。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができる。

4 運営に関して留意すべき事項

書類の保存年限(再掲)

介護保険サービスの提供に関する諸記録については、介護報酬の返戻に対応するため、県基準条例において完結の日から5年間保存することを義務付けているので留意すること。

防火安全対策の強化

- 次の事項に留意し、防火安全対策の強化に努めること。
 - ①防火対策の現状把握と情報の伝達、提供体制の確立
 - ②火災等発生の未然防止
 - ③発生時の早期通報・連絡
 - ④初期対策
 - ⑤夜間管理体制
 - ⑥避難対策(訓練の実施、利用者避難、家族への連絡、職員体制、避難後の援護)
 - ⑦連携協力体制の確保(近隣住民、近隣施設、消防機関、所在市町福祉担当課等)
 - ⑧各種の補償保険制度の活用
- 消防法に定める防火対象物に該当するとして消防署に消防計画を届出ている事業所・施設においては、避難訓練及び消火訓練を年に2回以上実施すること。
- 事業所が防火対象物となっていない場合でも防火管理についての責任者を定め、消防計画に準ずる計画を策定するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- 人事異動等により防火管理者が変更となる場合、消防署に速やかに防火管理者の変更の届出を行うこと。

感染症対策の強化

介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務づけられている。介護施設等における感染症の発生及びまん延の防止について、各事業者において対応状況を改めて確認すること。

基準省令内容

感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施

解釈通知

○委員会

・幅広い職種により構成し、3月に1回以上(居宅系は6月に1回以上)実施

○指針

・平常時の対策及び発生時の対応を規定。発生時の連絡体制の明記も必要

○研修

・指針に基づいた研修を定期的(年1回以上(施設系は年2回以上))に実施。新規採用時にも実施

○訓練

・発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上(施設系は年2回以上))に実施

・発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施

・机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施(実施手法は問わない)

感染対策への取組

厚生労働省発出の感染対策マニュアル及び手引き等を参考として、必要な感染症の知識の習得に努めるとともに、感染予防や拡大防止のみならず、職員のサポートにも取り組むこと。

【「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」の公表について】

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

【介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ】

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

【介護現場における感染対策の手引き(第3版)】

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

事故報告

介護サービス施設・事業所において、事故又は感染症等が発生した場合は、「介護サービス事業者及び市町等における事故等発生時の報告取扱要領」に基づき、「事故報告書」(県ホームページ掲載)を速やかに市町へ報告すること。

①報告の範囲

- ・サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
- ・食中毒及び感染症等の発生
- ・職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- ・その他、報告が必要と認められる事故の発生

②報告先

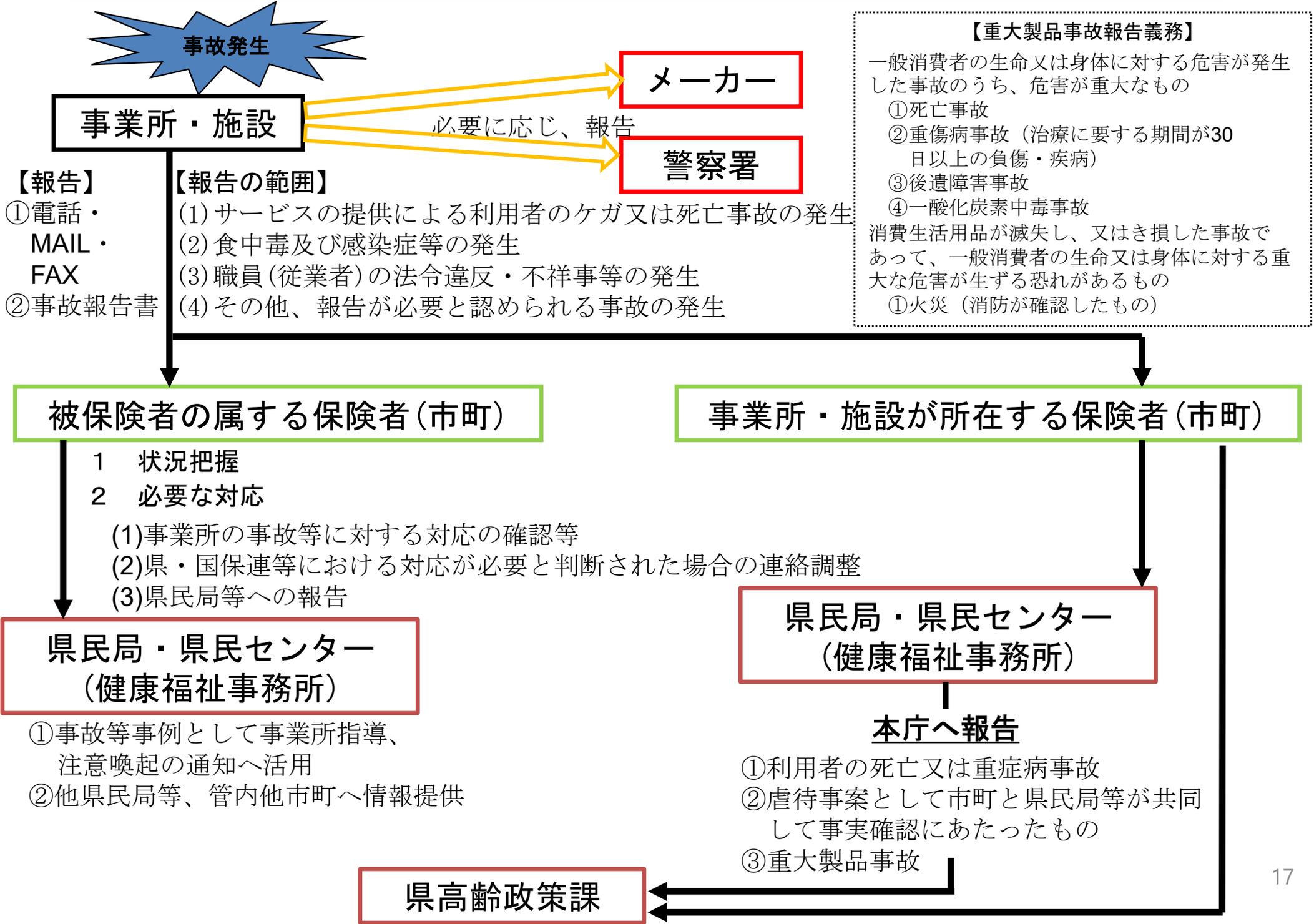
- ・事業所・施設が所在する保険者(市町)
- ・被保険者の属する保険者(市町)

【介護保険サービス(訪問系・通所系)関連情報】

URL:https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険サービス(訪問系・通所系)関連情報

介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート



非常災害対策

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるような連携に努めることとされている。（令和3年度改正）

<特別養護老人ホームの場合>

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

（非常災害対策）

第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務づけられている(令和3年度報酬改定時に改正)。

○業務継続計画に記載すべき項目

① 感染症に係る業務継続計画

- イ 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- ロ 初動対応
- ハ 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

② 災害に係る業務継続計画

- イ 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- ロ 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
- ハ 他施設及び地域との連携

○研修は定期的(年1回以上(施設系は年2回以上))に実施(新規採用時には別途実施)

○訓練は、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上(施設系は年2回以上))に実施

<令和6年度報酬改定事項> 業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービスは単位数の100分の3、その他のサービスは単位数の100分の1に相当する単位数を減算

○以下の基準に適合していない場合に減算

- ・感染症や非常災害の業務継続計画を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※居宅療養管理指導は、令和9年3月31日まで経過措置。

(参考)介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)ガイドラインについて

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、昨今大規模な災害の発生がみられる中、介護施設・事業所において、災害発生時に適切な対応を行い、その後も利用者に必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築することが重要です。

介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)の作成を支援するための資料と作成手順の研修動画(令和3年度)やガイドラインが厚生労働省のHPに掲載されていますのでご覧ください。

掲載場所:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

また、兵庫県防災支援課では、**BCP策定支援プログラム**を実施しています！

BCPを基礎から学びたいという方やBCP発動を要するシーンを演習したい方などBCPに関する進捗状況別に複数のプログラム(オンライン又は対面)が用意されていますので、ご興味ありましたら、来年度ぜひご参加ください。(今年度の実施は終了しています。来年度夏頃開始予定です。)

事業案内ページ:

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/bcp.html>

介護労働者の労働条件の確保・改善

介護労働者の数が大きく増加する中、依然として、労働時間、割増賃金、就業規則等に係る法違反が多く認められるため、介護労働者の労働条件の確保・改善に努めること。

- 労働契約締結時の労働条件の書面交付による明示
- 全労働者に適用される就業規則の作成・届出
- 労働時間の適正な取扱い
- 休憩時間・法定休日の確保
- 賃金の適正な支払
- 年次有給休暇制度の適正化
- 解雇手続及び雇止めに関する基準に定める雇止め手続の適正化
- 衛生管理者の選任・衛生管理体制の整備 等

なお、平成29年10月以降の指定審査時に社会保険及び労働保険の加入状況の確認を行い、厚生労働省へ情報提供を行っている。

既に指定を受けている事業所についても、社会保険及び労働保険に未加入の場合は、速やかに加入すること。

兵庫県ホームページ

【居宅系サービス(特定施設入居者生活介護を含む)】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigositei-henkou.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険居宅サービス事業者の指定申請・変更届等の手続きについて

【施設系サービス】

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/sisetukaisetu2024.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 高齢者 > 高齢者福祉施設の設置認可・開設許可等

リーフレット「[社会保険\(労働保険\)への加入手続きはお済みですか\(PDF:214KB\)](#)」

個人情報保護の保護

介護サービス事業者は、利用者やその家族についての個人情報をデータベース化し、事業の用に供していることから、個人情報取扱事業者として、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報の取扱いが求められているところです。また、他人が容易には知り得ない要配慮個人情報を取り扱う機会も多いと考えられます。

そのため、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な取扱いを確保する法に基づく個人情報の適正な取扱いが必要となります。

安全管理措置や漏えい等報告の方法等の各種資料

民間事業者向け個人情報保護ハンドブック

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/APPI_handbook_for_company2022.pdf

個人データの漏えい等報告に係るリーフレット

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/roueihoukoku_leaflet_2023.pdf



医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

「漏えい等の対応とお役立ち資料」(個人情報保護委員会資料)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>

「個人情報の研修資料」(個人情報保護委員会資料)

https://www.ppc.go.jp/kensyu_material/#alart_utility

「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」(個人情報保護委員会資料)

<https://www.gov-online.go.jp/ppc/202209/video-281584.html>

「個人情報保護委員会による各種説明会等の開催及び講師派遣について」(個人情報保護委員会資料)

<https://www.ppc.go.jp/news/pr2/>

公益通報者保護制度

公益のために通報を行った従業員等を保護し、事業者のコンプライアンス経営等を促進するため、公益通報者保護法が平成18年から施行されている。令和7年に改正され、令和8年12月1日から改正法が施行される。

当該制度は、介護サービス事業者の法令遵守を確保する上でも重要な役割を果たすことから、事業者における業務管理体制の整備に当たっても、当該制度を踏まえて適切な対応を行うよう留意する必要がある。

※ 詳細については消費者庁ホームページや県ホームページを参照ください。

・消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system

・県HP

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/r7kouekitsuuhouseido.html>

ア 公益通報と通報者の保護

公益通報とは、①労働者が、②勤務先の不正行為を、③不正の目的でなく、④一定の通報先に通報することをいい、公益通報を行った労働者（公益通報者）は、公益通報を理由として事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けないよう保護される。

イ 通報の対象となるもの

「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた法律（及びこれに基づく命令）に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為である。

対象法律には、刑法のほか介護保険法等も含まれるため、介護サービス事業の運営においては、不正請求、高齢者虐待、監査における虚偽帳簿の提示や虚偽答弁など、幅広い違法行為が通報の対象となる。

ウ 通報先

- ① 事業者内部(「役務提供先」又は「役務提供先があらかじめ定めた者」)
- ② 行政機関(「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」)
- ③ その他の事業者外部(通報事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要と認められる者(通報対象事実による被害者又は被害を受けるおそれのある者を含む))
例:報道機関、消費者団体、事業者団体、労働組合など

エ 事業者に求められる対応

事業者内部が通報先の一つとされていることから、事業者には、自主的に通報処理の仕組みを整備することが必要であり、具体的には、以下のような取組が求められる。

- ① 解雇等の不利益取扱いの禁止
公益通報したことを理由として解雇等の不利益な取扱いをすることは禁止
- ② 通報・相談窓口の設置
通報を受け付ける窓口を設置し、労働者に広く周知する。また、通報に関する質問等に対応する相談窓口を設置(両窓口は、併せて設置・運営することも可能)
- ③ 個人情報の保護
通報者や通報の対象となった者(被通報者)の個人情報を取扱うことになるため、情報を共有する範囲を限定するなど、通報処理に従事する者に秘密保持の徹底
- ④ 通報者への対応状況の通知
通報の対応状況を通報者に伝えることは、通報者の通報窓口への信頼確保のためにも必要であるため、通報に対する対応状況を通知するよう努力義務化

公益通報者保護法の一部を改正する法律(概要)

近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置を講ずる。

1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

- 従事者指定義務に違反する事業者(常時使用する労働者の数が300人超に限る)に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰(30万円以下の罰金、両罰)を新設する。【第15条の2、第21条、第23条関係】
- 上記事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠・虚偽報告、検査拒否に対する刑事罰(30万円以下の罰金、両罰)を新設する。【第16条、第21条、第23条関係】
- 現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示する。【第11条関係】

2. 公益通報者の範囲拡大

- 公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランス^(※1)及び業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止する。【第2条、第5条関係】

※1 フリーランスの定義は、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」第2条を引用して規定。

3. 公益通報を阻害する要因への対処

- 事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とする。【第11条の2関係】
- 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止する。【第11条の3関係】

4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

- 通報後1年以内^(※2)の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定する(民事訴訟上の立証責任転換)。【第3条関係】
- 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、両罰)を新設する。法人に対する法定刑を3,000万円以下の罰金とする。【第21条、第23条関係】
- 公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰(6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金)を新設する。【第9条、第21条、第23条関係】

- この法律は公布の日から1年6月以内で政令で定める日から施行する。【附則第1条関係】

加算の算定(重要！)

今年度、会計検査院の实地検査において加算の要件を満たしていないにもかかわらず加算を算定している事業所があることなどが判明し、報酬返還が発生する事例がございました。

加算の算定にあたっては、今一度、算定要件を確認いただくとともに、要件の順守について十分留意いただくようお願いします。

以下のような利用者数や利用者の状態が算定要件の一部となっている加算等は誤りが発生しやすいです。以下は一例ですが、ご参考ください。

- 通所介護・通所リハにおいて、事業所規模の届出に誤りは無いですか？
- 通所介護・通所リハにおいて、中重度者ケア体制加算の算定要件のうち、要介護状態区分が要介護3以上である者の割合の算定に誤りは無いですか？
- 通所介護において、認知症加算の算定要件のうち、認知症の者の占める割合の算定に誤りは無いですか？
- 特別養護老人ホームにおいて、日常生活継続支援加算の算定要件のうち、重度者の受入割合の算定に誤りは無いですか？